

## 異動届の書き方

### ● 転勤者…転勤先でも引き続き特別徴収となる場合



給与支払報告にかかると特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。  
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和〇年〇月〇日		給与（特別徴収義務者） 読谷村長 殿		住所（居所）又は所在地 読谷村字座喜味〇〇〇番地		〒 904 - 0301		特別徴収義務者 指定番号 12345678	
		フリガナ ヨミタン		フリガナ 株式会社 よみたん		印		係 人事係	
		個人番号又は法人番号 1357902468135						氏名 米須	
								TEL (098) 958-1234 (内線)	
給与所得者（異動者）		フリガナ ヨミタン タロウ		生年月日 S00年0月0日		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 219,300 円		(イ) 徴収済税額 6 月分 91,900 円	
		氏名 読谷 太郎						(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 11 月分 127,400 円	
受給者番号 個人番号 098765432109		1月1日現在の住所 同 下		給与支払を受けなくなった後の住所 読谷村字瀬名波〇〇〇番地				異動年月日 令和〇年〇月〇日	
								異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所異報	
								異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 <small>Cを〇で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を〇で囲んでください。</small>	

  

<p><b>C 普通徴収</b> ※未徴収額を本人が支払う</p> <p>※読谷村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。</p>	<p><b>B 一括徴収</b> ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。</p> <p>一括徴収した税額は 〇 月分 で納入する ( 〇 月 日 納入)</p> <p>給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印 〇 円</p>	<p><b>A 特別徴収継続 (転勤・再就職)</b> ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。</p> <p>特別徴収義務者指定番号 87654321</p> <p>所在地 読谷村字楚辺××番地</p> <p>フリガナ ベニサンギョウ</p> <p>名称 有限会社 紅産業 印</p> <p>個人番号又は法人番号 2468013579246</p> <p>連絡者 係 給与係 氏名 沖繩 一郎 TEL (098) 957-5678 (内線)</p> <p>月割額 18,200 円を 11 月分から徴収し納入する。</p>
---	---	--

  

<p>一場一括徴収の取扱い理由</p> <p>1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。</p> <p>2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。</p> <p>3. その他 理由 ( )</p>	<p>ご注意</p> <p>1. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。</p> <p>2. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。</p> <p>3. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。</p>	<p>下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)</td> <td>退職手当等の支払額(支払予定額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,897,200 円</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>社会保険料額</td> <td>勤続年数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">178,000 円</td> <td style="text-align: right;">5年4ヵ月</td> </tr> </table> <p>⇒ A特別徴収継続で受給者番号が必要な場合は下記に記入してください。</p> <p>新受給者番号</p>	1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)	1,897,200 円	0 円	社会保険料額	勤続年数	178,000 円	5年4ヵ月
1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)									
1,897,200 円	0 円									
社会保険料額	勤続年数									
178,000 円	5年4ヵ月									

  

月割額	
6月	19,100
7月	18,200
8月	18,200
9月	18,200
10月	18,200
11月	18,200
12月	18,200
1月	18,200
2月	18,200
3月	18,200
4月	18,200
5月	18,200

株式会社よみたんの徴収済分

有限会社紅産業で引き継ぎ徴収をする分